9月1日は『防災の日』です

今から84年前（大正12年　1923）の9月1日に発生した関東大震災では、多数の被災者を出しました。この大震災を機に9月1日を「防災の日」として昭和35年に制定し、今では毎年この頃に、全国で防災訓練が行われています。

また、平成7年（1995）1月17日に発生した阪神・淡路大震災にちなんで「防災とボランティアの日」も制定されており、この日を中心に前後3日を含む7日間（1月15日～21日）についても「防災とボランティア週間」として定められています。

地震に対する事前対策をしましょう

就寝中に家具が体の上に倒れないような配置をしていますか？L字型金具や重ね留め金具で家具を固定したり、家具の転倒防止シートなどを利用したりすることも効果的です。通路や出入口に荷物を置かず、また、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどして、地震に対する事前対策をしましょう。

地震が起きたら

地震発生

地震が起きたら、家具の転倒や落下物に注意し、落ち着いて自分の身を守りましょう。最初の大きな揺れは約1分間です。家の中にいる場合は、火の始末を素早く行い、ドアや窓を開け、逃げ道を確保しましょう。

発生後1～2分

火元を確認し、出火していたら初期消火を行い、ガスの元栓をしめ、電気のブレーカーを切り、コンセントなども落ち着いて処理しましょう。

ただし、大きな地震をいきなり感じた時は、むやみに動くと危険ですので、ある程度揺れがおさまってから行動しましょう。また、家族の安全を確認し、非常持出品を用意して、靴を履いて避難しましょう。

自動車を使った避難は危険ですので、できる限り近所の人達と集団で歩いて避難場所に向かいましょう。避難の際は、エレベーターを使用することは避け、階段では走らないようにしましょう。

発生後3分～

隣近所の人に声をかけ、安全を確認しましょう。近所で出火していたら初期消火をしましょう。また、余震にも注意しましょう。

発生後5分～

ラジオなどで情報を確認し、避難後は協力して消火・救出・救護活動を行いましょう。

火災が起きたら

火災が起きたり、出火現場にいたら、「火事だ」と大声を出して周りの人に知らせ、すぐに119番通報をしましょう。

また、初期消火をすることによって災害を未然に防ぐことができます。近くにある消火器やバケツ、座布団等で積極的に消火活動に努めましょう。ただし、天井に火が燃え移るような状態や身の危険を感じたら、服装や持ち物にこだわらず、消火を諦めてすぐに避難しましょう。

ブロック塀等は安全ですか

みなさんの家のブロック塀等がひび割れていたり、傾いていたりして不安定になっていませんか？

地震が発生すると、崩れて付近を通行する人に対して凶器になってしまう可能性があり、とても危険です。早急に点検や補強、修理をして被害を出さないようにしましょう。地震が発生したことによりブロック塀等が倒れて下敷きになって人が死亡する事例も出ています。

津波に注意しましょう

海岸や海岸付近にいるときに、揺れの大きい地震や長時間の地震を感じたら、すぐに高台などへ避難し、海からできる限り離れましょう。

津波は地震発生後、すぐに来襲したり、何度も来襲したりする可能性があるので、津波警報や注意報が解除されるまでは絶対に海岸に近づかないようにしましょう。

災害時要援護者登録申請を受付中

広報6月号でもお知らせしましたが、町では現在、災害時要援護者登録申請を受付しています。

災害時要援護者登録申請とは、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、普段の生活の中で周りからの支援を必要とする方で、地震等災害が発生した場合に自力での移動や情報の収受が難しく避難するために何らかの手助けが必要となる方が、災害時などに地域の支援を受けられるようにするために、あらかじめ個人の情報を町に申請するものです。

申請につきましては、支援を受けるために必要な個人情報を自主防災組織や自治会・町内会等に提供することに同意する方とします。

登録を希望する方は、災害時要援護者登録名簿申請書を提出してください。この申請書は、町役場防災対策担当・福祉課・子育て介護課・国府支所、福祉センターさざれ石、障害福祉センターで配布しております。また、町のホームページからのダウンロードもできます。

◎問い合わせ　防災対策担当
☎内線241